

大阪府立摂津支援学校 中学部学校部活動に係る活動方針

令和5年11月 6日

1. 学校部活動の目的

本校の学校部活動は、共通の目標のもとでスポーツや文化の楽しさや喜びを味わうとともに、仲間と一緒に協力する楽しさや目標を達成する喜びを実感できる機会とする。また、人間関係を深め、友情を育み、人間的成長や充実した学校生活の実現、体力や知力の向上を図り、卒業後の余暇活動につなげることを目的とする。

2. 運営について

- (1) 部活動は指導部で担当し、指導には各学年の係があたる。
- (2) 活動は複数教員の監督下で安全に留意して行う。
- (3) 活動時間は15:15開始、16:10下校とする。(原則月2回)
- (4) 活動は、体育館や運動場を高等部と同時使用もあり、合同で行うこともある。

3. 休養日及び活動時間の設定について

- (1) 月2回の活動日以外は休養日となる。
- (2) 1日の活動時間は、平日では55分程度とし、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的な活動を行う。

4. 指導について

- (1) 学校部活動の指導に当たって、体罰は、いかなる理由があっても、決して許されるものではない。また、威圧的な言動等による指導によって、生徒の自発性を損なうことの無いよう障がいの特性や一人ひとりの技能レベルを考慮して指導・支援に当たること。
- (2) 適切な指導方法、コミュニケーションの充実等により、生徒の意欲や自主的、自発的な活動を促す。

5. その他

- (1) 事故の未然防止のため、施設・設備の点検を定期的実施する。
- (2) 無理のない安全な活動メニューを心掛け、自主的に行うことを基本とする。
- (3) 練習試合や大会等については、日程等を十分に考慮し、過度な負担とならないようにする。